

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第13節 <u>軽減税率等</u></p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第65条に規定する「<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</u>」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第37条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第38条）、保育所（同法第39条）、保育施設を有する児童館（同法第40条）、児童養護施設（同法第41条）、障害児入所施設（同法第42条）、児童発達支援センター（同法第43条）、児童心理治療施設（同法第43条の2）及び児童自立支援施設（同法第44条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条（設備の基準）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁成育局長</u>に委任されているので、留意する。</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁成育局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省畜産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 <u>軽減税率</u></p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第65条に規定する「<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センター</u>を除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第37条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第38条）、保育所（同法第39条）、保育施設を有する児童館（同法第40条）、児童養護施設（同法第41条）、障害児入所施設（同法第42条）、児童発達支援センター（同法第43条）、児童心理治療施設（同法第43条の2）及び児童自立支援施設（同法第44条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条（設備の基準）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁こども成育局長</u>に委任されているので、留意する。</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁こども成育局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省畜産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p>